



巻頭言

東京海上研究所 下河辺 淳

明治29年河川法が制定され、明治の河川行政が国の基本的政策として施行された。

70%が第一次産業であり、農村社会が全国に広がっていた明治で川を治めることが国家の大事業であり、資本主義のもとで米作こそが国策であった。

ヨーロッパの影響を受け、近代国家が官営土木工事として河川事業を始めた。国立大学でも近代的土木学、河川工学の研究を始め、河川技術者を育成した。一言で言えばコンクリート技術を発展させ、自然に挑戦して川を治めることであった。

昭和39年河川法の改正が行われた。

一級河川つまり広域な行政体を包括した大河川の管理方式を強化し、地方建設局を強化して、国と地方の関係に新風を起こすことであった。第二次世界大戦後の台風水害が集中的に日本列島を急襲したことから、洪水対策は国家の大事業となっていた。治水長期計画を策定し、計画的に事業を実施することが社会的要求であった。その結果治水対策は大きな成果をあげ、高度成長期の資産の急増と、都市人口の急増に対して、財産と人命を守ることに貢献したと言える。

平成8年6月河川審議会は、「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本方向について」という答申を提出した。

この答申は、明治以来の河川行政に革命的な変化を要求したものである。20世紀の前期近代国家日本の基本的政策として、20世紀後期経済大国日本の基盤政策として活躍してきた河川行政が、21世紀に向けて、新しい道を追求する糸口をつくった。

まず、河川管理が、洪水、治水に対する危機管理に止まらず普段の河川の管理を再認識すること。つまり365日の河川をいかに管理するか。人と川との関係の見直しである。

さらに表流水、伏流水のみならず、地下水にまで人と水の間を広め、かつ全ての水利用と、それぞれの排水を一貫して水の質と量を管理することである。河川事業と下水道事業が別々のものではない。

そして、水なしには、心も身も機能し得ない人間にとって、川とは何なのか基本的な課題となっており、365日の川とどのように対応するのか。

河川審議会の答申を受けて、総合的な水政策を確立するために国土省水政局を設置し、水基本法を制定して、21世紀に向けて新しい国土管理の行政が確立されることを期待して止まない。